

なら農業委員会だより

第75号

令和5年4月1日発行
発行・編集 奈良市農業委員会
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
☎0742-34-4776 (ダイヤルイン)



(認定新規就農者) 岡崎 勇樹さん
中町の圃場にて

ニンニク畑にて

- | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------------|-------|
| ○令和4年遊休農地解消活動 | (P 2) | ○全国農業新聞 | (P 4) |
| ○農委・推委の声 | (P 2) | ○筒粥祭～登彌神社～ | (P 5) |
| ○農地中間管理機構を利用しよう | (P 3) | ○奈良市賃借料情報 | (P 6) |
| ○農業者年金現況届の提出について | (P 3) | ○農地の転用には許可が必要です | (P 6) |
| ○農業者年金が便利になりました | (P 3) | ○編集後記 | (P 6) |
| ○新がんばるファーマーNO. 6
岡崎 勇樹さん | (P 4～P 5) | | |

○ 奈良市役所ホームページアドレス <https://www.city.nara.lg.jp> ※ホームページからもご覧いただけます。

○ 奈良市役所コールセンター TEL 0742-36-4894

令和4年遊休農地解消活動

(in 東九条町)

委員会では、増加傾向にある遊休農地の発生防止と解消に向け、モデル圃場を設定して耕作に取り組んでいます。

10月には大安寺幼稚園・同小学校の子供たちと一緒に、春に植え付けたさつまいもを収穫しました。両手でも抱えきれないほどのさつまいもを掘り出して笑みがこぼれる子どもたちを見ているうちに、こちらも自然と笑顔に。多感な時期に「農」を身近に感じ、その楽しさや大切さを感じてもらえれば何よりです。



さつまいもの収穫風景



収穫したかぶと大根



12月の大根とかぶの収穫は、あいにくの荒天のため、委員と事務局職員で作業を終えた後、幼稚園・小学校の子どもたちに配りました。

今年は、古市町内のモデル圃場で活動を続ける予定です。

農委・推委の声 (※委員につきましては、なら農業委員会だより第70号を参照してください)



甲谷 浩一委員
(都 祁)
農業委員
5 区

農業委員に就任させて戴いて、委員会は、農地転用申請の審査・許可が主な仕事とと思っていましたが、地域農業の振興・担い手支援・農地法等に基づき農地を活かし農業経営者を育成する活動も大事な仕事であります。現地調査のおり遊休農地が多く驚いた所です。

今後も農業者の皆さんと農業の将来を考えていきたいと思っています。



増田 徳安委員
(月ヶ瀬)
推進委員
5 区

初めて農業委員会に携わる中、私が担当する月ヶ瀬地区は、昭和50年代から国営による農地開発事業を行なわれ、畑や水田が整備されました。それから40年余りが経ち遊休農地化した圃場が少しずつ増えています。

原因は、家庭の事情や高齢による離農ですが、新規就農者を増やしていくために微力ながら支援をしていきたいと考えています

農地中間管理機構を利用しよう

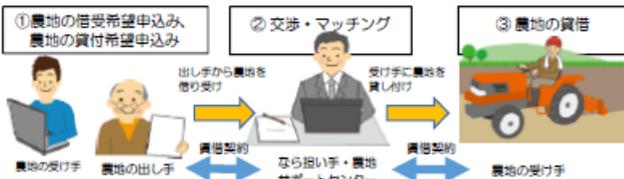
農地を借りたい方、貸したい方を募集!!

「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」
 「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい。」
 または、
 「農業経営を拡大したいので農地を借りたい。」
 「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい。」
 と、お考えの方は、なら担い手・農地サポートセンターへご相談ください。
 なら担い手・農地サポートセンターは、農地の出し手（貸したい方）から農地を借り受け、受け手（借りたい方）へマッチングします。

募集期間

出し手（貸したい方）：随時受付
 受け手（借りたい方）：随時受付し、年6回公表します。
 対象農地：農業振興地域内の農地
 ※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。
 ※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、6月、8月、10月、12月、2月、4月の6回行います。

●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●



【お問合せ先】

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター
 （農地中間管理機構）
 〒634-0065 橿原市萩原町53番地
 ☎0744-21-5020
 HP: <http://www.nara-ninanosakura.ne.jp/>
 なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき農事等の指定を受けた公的機関です。
 安心してご利用下さい。

農業者年金受給者の皆さんへ

現況届の提出について

現況届は、現在受給中の方が引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年1回確認するためのものです。

現況届が期限内に提出されない時は、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

現況届の提出が必要な方へは、5月末頃に(独)農業者年金基金から現況届の用紙が直接受給権者に送付されます。

提出は6月中に、連絡所・出張所・行政センター・農業委員会事務局へ提出して下さい。

初めて経営移譲年金の現況届を提出される方は、農業経営に関する諸名義が変更されているか確認の上で、提出をお願いいたします。

お問い合わせ

(独)農業者年金基金 給付課
 03(3502)3945
 奈良市農業委員会事務局
 0742(34)4776

農業者年金が

便利になりました!

若い農業者が加入しやすいよう

保険料が引き下げられました。

(35歳未満の方で、認定農業者に該当しない、青色申告をしていない等一定の要件を満たす方は、月額1万円から加入できます)

農業者年金の加入可能年齢が引き上げられました。
 令和4年5月

(農業に従事し、国民年金任意加入者で60歳以上65歳未満の方も加入できます)

農業者年金の受給開始時期を自身で選択できます。
 令和4年4月

(農業者老齢年金…65歳以上75歳未満、特例付加年金…65歳以上)

お問い合わせ

(独)農業者年金基金業務部
 運用・収納課
 03(3502)3944





夏秋ナス畑にて



美味しい野菜で地産地消...

奈良市帝塚山南

認定新規就農者

岡崎 勇樹さん (34歳)

今回のがんばんるファーマーは、令和3年2月に新規就農者として認定された岡崎さん特集します。

初回の取材は昨年10月。農業委員及び最適化推進委員の5名で中町の岡崎さんの元を訪ねると、まず初めにきれいに整備された圃場に目がとまりました。取材メンバーは「きつと真面目で几帳面な方なのだろう。」と想像しながらお話を伺いました。

岡崎さんは、大学で農業を専攻した後一旦は商社へ就職しましたが、思うところがあつて農業の道へ進むことになりました。就農して最初の2年間は田原本町の農園でナス栽培の修業、その後、北軽井沢の観光農園でリンゴ・野菜栽培を経て、地元の奈良で営農を決意しました。

営農を決意したものの、岡崎さんは農家の出身ではありません。まず初めにすべきは、農地を探すことでした。岡崎さんは自

宅近くの農地を探すため、農業委員会に相談することにします。その結果、地元の農業委員を介して遊休農地の担い手を探していた地域の農家とうまく出会うことができ、無事に農地を借りることができました。資金面は、国の補助金「農業次世代人材投資資金(経営開始型)」を活用することとなり、夏秋ナス栽培(千両2号・約700株)を中心に営農をスタートしました。

このようにしてスタートした営農ですが、順調なことばかりではなく、過去にうどんこ病が発生したこともあったそうで、現在は対策として頻繁に消毒を行っているとのこと。また、圃場は風が強い場所に位置するため防風対策としてネットを四方に張っています。

全国農業新聞

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!
農家のための情報誌

「全国農業新聞」

- ◆発行日 週1回(金曜日)
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月700円

「送料・税込み」
○お申込は農業委員会事務局
(34-4776)まで。

奈良市賃借料情報

地域の実勢にあつた賃借料情報を提供いたします。令和4年1月1日から令和4年12月31日までに、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、賃貸借契約された賃借料の水準は、左記のとおりとなっています。

なお、この賃借料は目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者間で話しあいの上で決めてください。※田につきましては、中部の賃借料が少なかったため記載しておりません。※金額の算定については、10円未満を四捨五入で表示しています。

田 10aあたり					(単位:円)
地域別	令和4年				(参考)
	平均額	最高額	最低額	件数	令和3年平均額
中部	-	-	-	-	-
西部	15,570	21,060	10,000	4	11,740
南部	8,930	17,610	3,330	6	10,270
東部	8,490	20,000	1,580	45	6,960
月ヶ瀬・都祁	8,220	28,740	3,380	52	7,560
(参考) 奈良市平均	10,303				8,030

※賃借料を物納支給している場合は、米30kgあたり6,150円に換算しています。

茶畑 10aあたり					(単位:円)
地域別	令和4年				(参考)
	平均額	最高額	最低額	件数	令和3年平均額
東部	20,750	20,750	20,750	2	12,390
月ヶ瀬・都祁	11,940	20,100	920	26	11,320

農地の転用には許可が必要です

農地転用とは?

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。

なぜ許可が必要?

農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。

とくに、耕地面積が狭いうえに人口が多いわが国は、食料自給率も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。

このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

対象となる農地は?

すべての農地が転用許可の対象となります。目的が農地であれば、耕作されていなくても農地性(農地として活用できる状態)がある限り農地として取り扱われます。

また、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

無断転用には厳しい罰則

許可を受けずに行つた行為は、農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることが出来ます。

また、これらに違反した場合には3年以下の懲役または300万円以下の罰金、あるいは、6月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。

【編集後記】

「食料自給率の確保」のことがよく話題になっていましたが、最近では加えて「食料の安全保障」云々が報道されています。一昨年来、新型コロナウイルスによる産業の停滞にウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格が高騰し、我々農業者にも直接厳しく及んできました。早期の終息を祈るばかりです。

農業委員会は、農地の保全管理と利用最適化を目指して活動させていただいておりますが、足元では農業担い手不足と高齢化が進み未耕作地が目立ってきている中、本誌で紹介しています「がんばるファーマー」の姿に農業への希望を感じました。遊休農地が増加しないよう啓発し、紙面の充実にも努めたいと思います。一方、獣害は、東部地域は勿論、西部も年々増加しており農業継続への大きな課題となっておりますので、より有効な対策や集落ぐるみ対策等を進める必要があります。

農家の皆様には、お忙しい季節となりますが、お気づきの点やご提案をお寄せくださるようお願いいたします。

提供先は、農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局までどうぞ。

(農地利用最適化推進委員)

山村 憲章